

D 平成 14 年度の被害状況と対策

平成 14 年度には、降灰や火山ガスの影響により、森林・植生被害が広範囲にわたり、倒木・枯損木による被害の拡大が懸念された。このため、緑化に関する試験的施工を含め、緑の復元や倒木・枯損木の処理対策に取り組み、緑の復元等の方針策定を検討した。

E 平成 15 年度の被害状況と対策

平成 15 年度には、森林の被害地の多くが未だに植物が健全に育成できる状況にないことから、火山ガスなどの影響度合いに応じた植生の回復を図るため、在来種の種子から育成した樹木の植栽などを試験的に実施し、森林復元のための準備を進めた。

イ 復旧事業

A 治山

被災を受けた島内 26 ヶ所の溪流については、災害関連緊急治山事業及び火山治山激甚災害対策特別緊急事業に基づき、災害復旧事業を実施した。この事業は降灰により堆積土の流出を防止するための泥流対策である。

表 3.8 復旧予算措置

事業名	溪流数	治山ダム (基)	事業費(千円)
災害関連緊急治山事業	3	4	693,462
火山治山激甚災害対策特別緊急事業	17	130	7,157,000
計	20	134	7,850,462

※6 流域については、火山ガスや資材運搬アクセス等により計画から除外した。

B 林道

泥流等の発生により路側決壊等の被災を受けた雄山環状線を含む 7 路線(都・5 路線、村・2 路線)の復旧を計画し、災害復旧事業を実施した。その他の路線(都・3 路線)については被害が小さいため、東京都単独で災害復旧に努めた。

表 3.9 復旧予算措置

事業名	路線数	被災箇所	被災延長 (m)	事業費(千円)
林道災害復旧事業	7	83	8,798	3,780,000

C 造林

一連の火山活動による火山ガスや降灰の影響により、スギ・ヒノキの人工林、シ

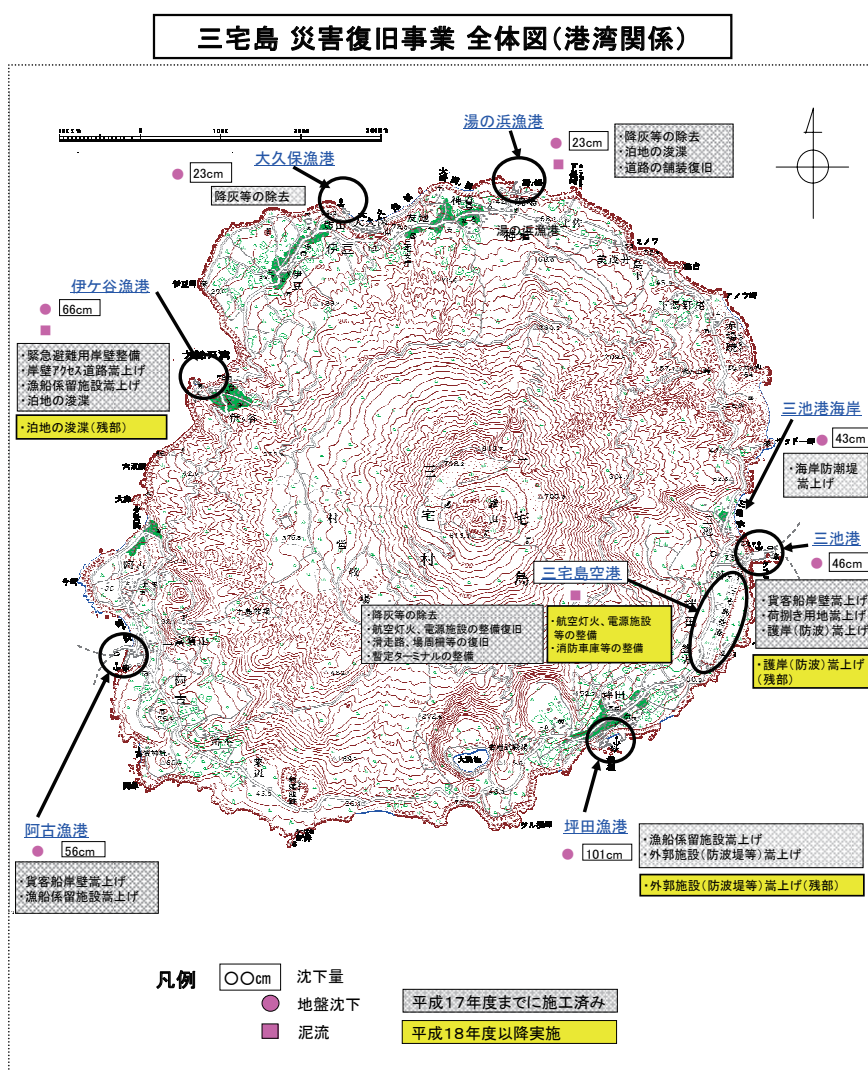
イノキ・タブ等の天然林で構成されていた森林面積の約 60%にあたる 2,500ha が被災した。対策としては、火山ガスの影響を考慮し植栽箇所や植栽樹種の選定、苗木の確保等森林復旧に取り組むこととした。

⑤ 港湾

火山活動による主な災害は、地殻変動に伴う地盤沈下で、各港の沈下量は、三池港 46cm、三池港海岸 43cm、阿古漁港 56cm、伊ヶ谷漁港 66cm、坪田漁港 101cm、大久保漁港 23cm、湯の浜漁港 23cm となっている。

このうち、災害復旧・復興支援に欠かせない定期貨客船の接岸機能回復を最優先事業とし、三池港岸壁及び阿古漁港特定目的岸壁の高上げ工事を平成 13 年度に実施した。さらに、伊ヶ谷漁港においては、緊急避難用として－7.5M 特定目的岸壁を整備した(平成 16 年度完了)。港湾、漁港における災害復旧事業は、平成 17 年度に概成、平成 18 年度に完了した。

以下に、「三宅島災害復旧事業全体図」と「主な地域の災害復旧事業概要」を示す。



ア 主な地域の災害復旧事業概要

A 港湾：三池港

a 被害状況

火山灰の泥流による臨港道路、駐車場等への流入

地殻変動により港湾施設が 46 cm沈下

b 対応

泥流・降灰等を除去し、港へのアクセスを確保（平成 12 年度）

接岸機能の回復：-7.5M岸壁（貨客船）、-6.0M岸壁（貨物船）を 63 cm嵩上げ（平成 13 年度）

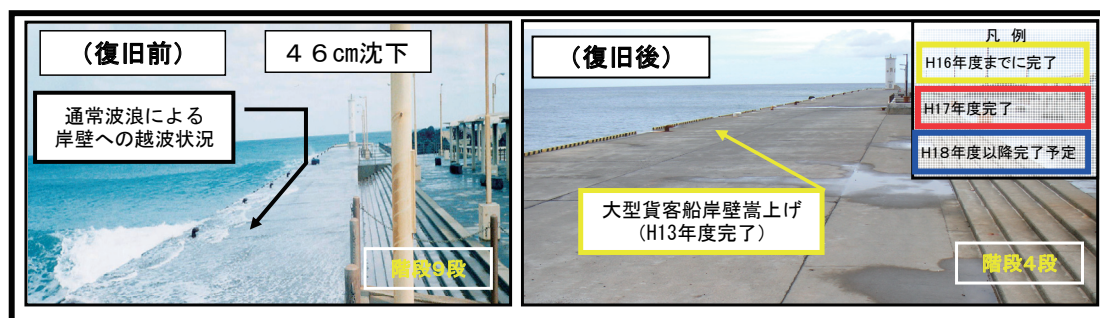
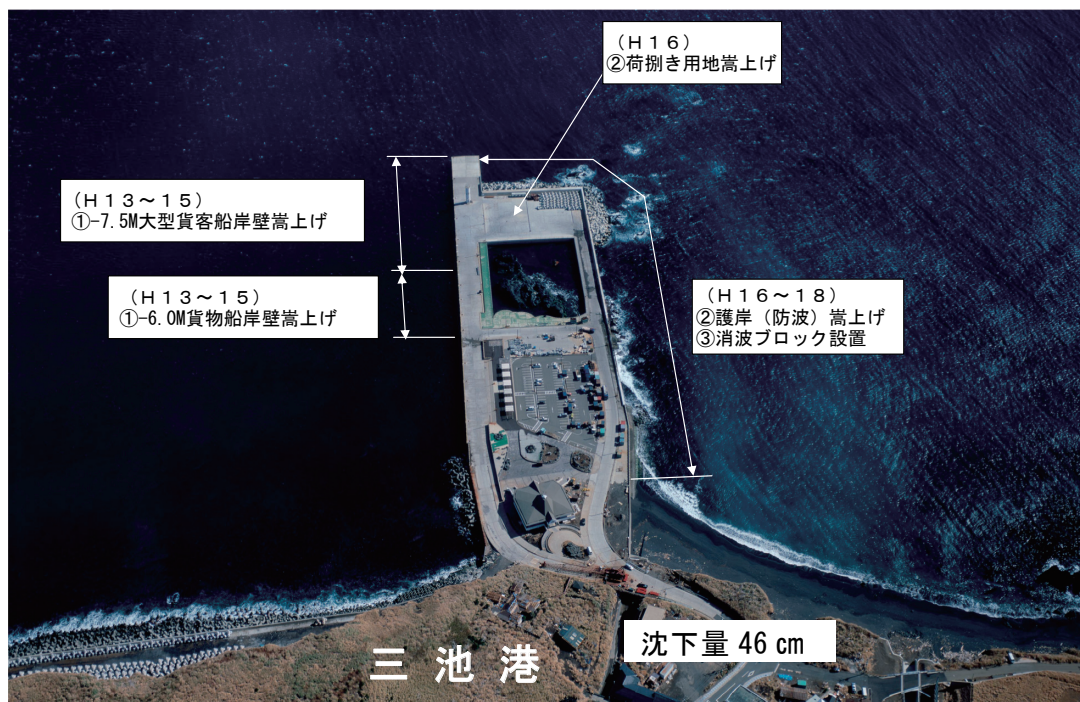
荷捌き用地の嵩上げ（平成 16 年度）

護岸（防波）の嵩上げ（平成 16 年度）

護岸（防波）の消波ブロック設置（平成 17 年度～平成 18 年度）

c 今後の計画

港内静穏度の改善により、定期船就航率の向上を図るため、防波堤を整備する。



B 港湾：三池港海岸

a 被害状況

地殻変動により海岸保全施設が 43cm 沈下

b 対応

中断していた防潮堤の整備、及び台風被災による防潮堤の復旧(平成 14 年度)

海岸防潮堤の嵩上げ 559m(平成 16 年度～平成 17 年度)

c 今後の計画

海浜の安定化を図り、島民の生命・財産を守るため、侵食対策として離岸堤(潜堤)を整備する。



C 漁港：阿古漁港

a 被害状況

地殻変動により漁港施設が 56 cm沈下

b 対応

災害復旧関係の海路の拠点である-7.5M特定目的岸壁・-5.0M岸壁の嵩上げ復旧(平成13年度)

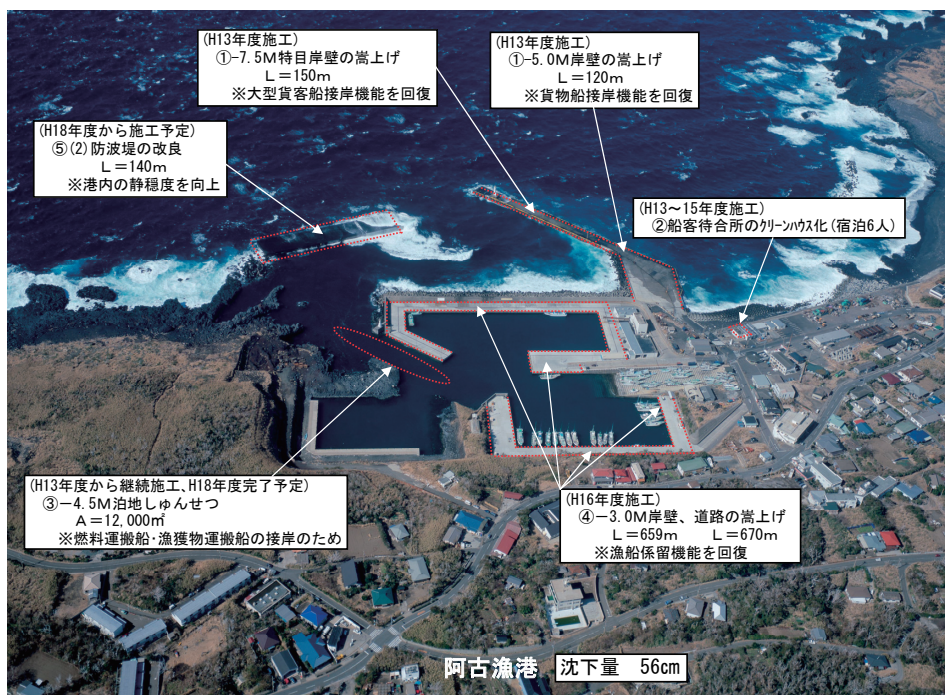
作業員の安全確保のため、船客待合所のクリーンハウスへの改造(平成13年度)

島民帰島時の災害復旧・復興支援として漁獲運搬船「八幡丸(新造船)」の安全な接岸を確保するため、-4.5M泊地の整備(平成13年度~18年度)

漁船の安全な利用を確保するため、漁船係留施設(-3.0M岸壁、道路)の嵩上げ復旧(平成16年度)

c 今後の計画

港内の静穏度向上のため、(2)防波堤の改良整備をする。



D 漁港：伊ヶ谷漁港

a 被害状況

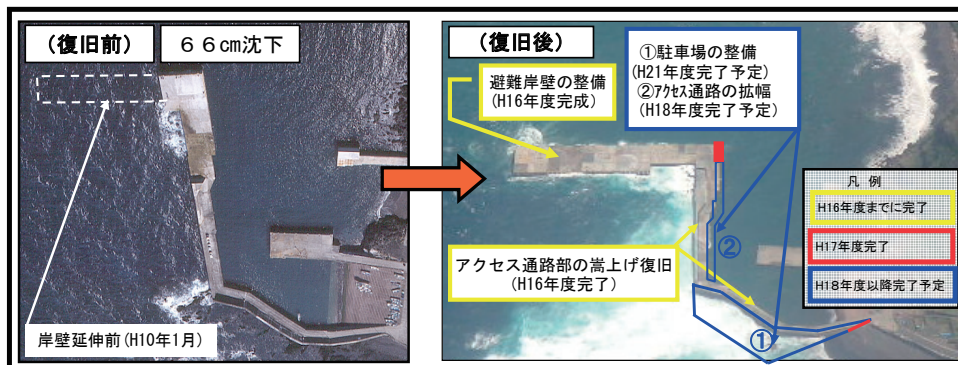
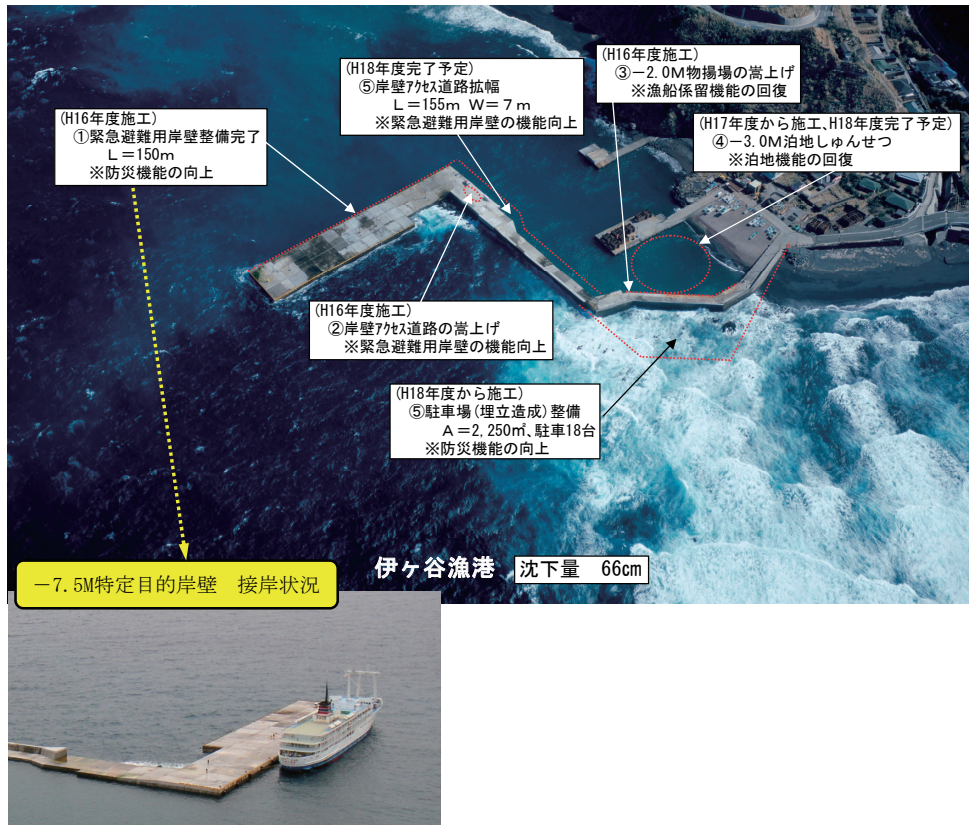
地殻変動により漁港施設が 66cm 沈下
火山灰の泥流による泊地埋没(船揚場前)

b 対応

- 7.5M特定目的岸壁(緊急避難用岸壁)整備(平成13年度~16年度)
- 岸壁アクセス道路の嵩上げ復旧(平成16年度)
- 漁船係留施設(-2.0M物揚場)嵩上げ復旧(平成16年度)
- 3.0M泊地しゅんせつ整備(平成17年度~18年度)

c 今後の計画

防災機能の向上のため、岸壁アクセス道路の拡幅や駐車場(埋立造成)を整備する。



E 漁港：坪田漁港

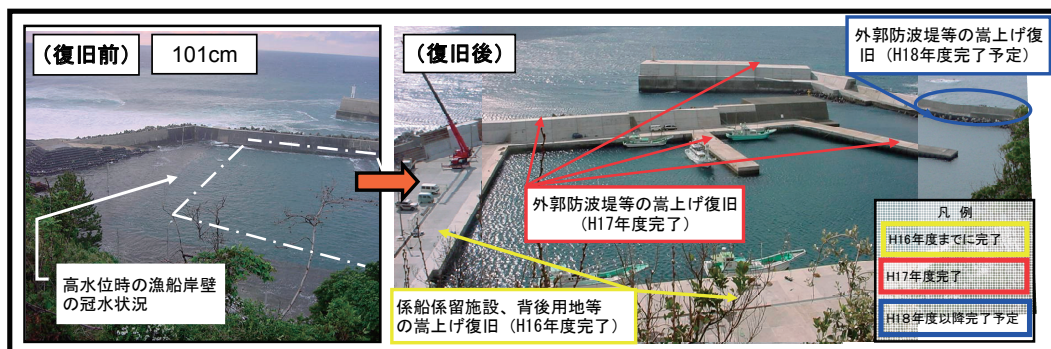
a 被害状況

地殻変動により漁港施設が 101 cm沈下

b 対応

漁船係留施設(-3.0M岸壁、道路、用地)の嵩上げ復旧(平成 16 年度)

外郭施設(防波堤、護岸)の嵩上げの整備(平成 17 年度～平成 18 年度)



F 漁港：大久保漁港

a 被害状況

地殻変動により漁港施設が 23cm 沈下

b 対応

降灰等の除去(平成 12 年度)



G 漁港：湯の浜漁港

a 被害状況

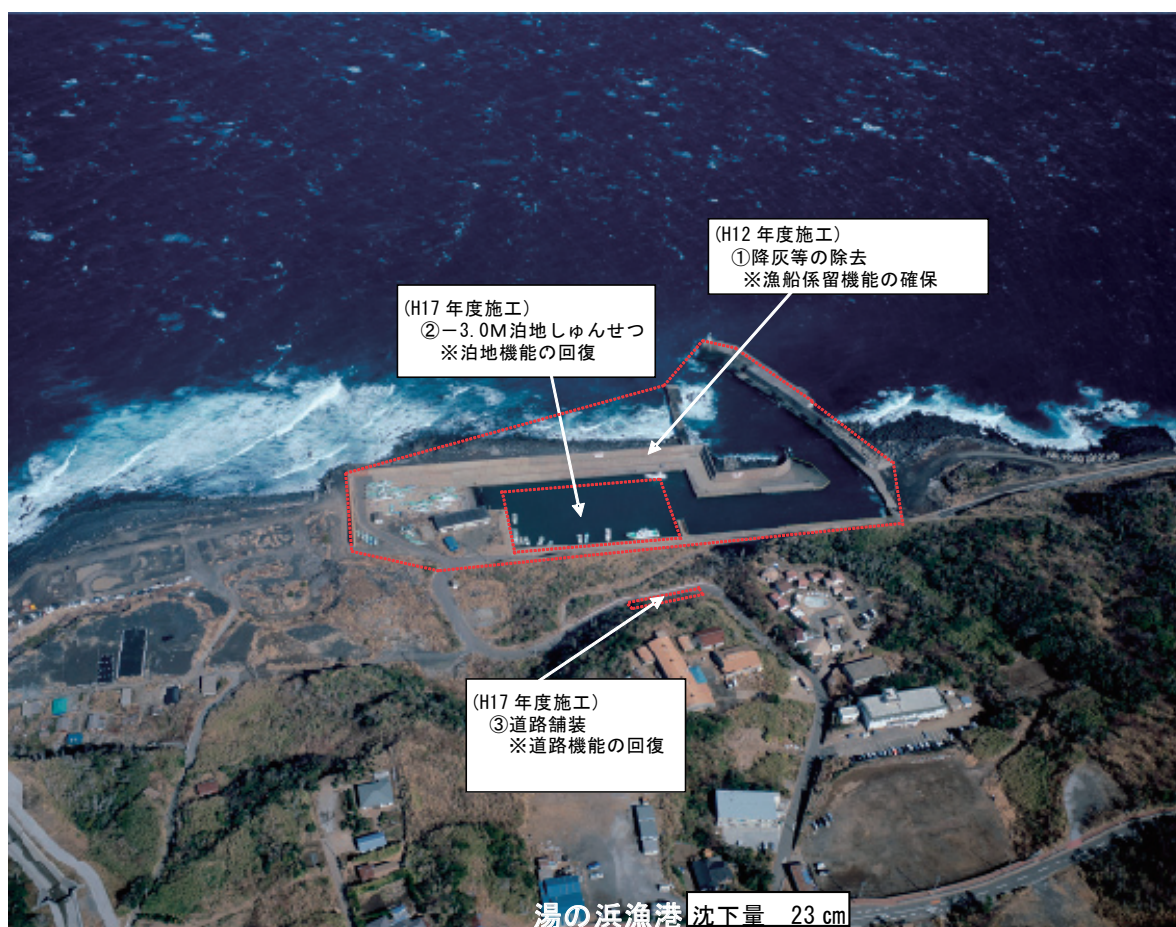
地殻変動により漁港施設が 23 cm沈下
泥流による泊地埋没、道路破損

b 対応

降灰等の除去(平成 12 年度)

－3.0M泊地しゅんせつ復旧(平成 17 年度)

道路舗装の復旧(平成 17 年度)



⑥ 空港：三宅島空港

三宅島空港は、平成 12 年 6 月 26 日の緊急火山情報(噴火嚴重警戒)及び災害救助法の適用を受け、国土交通省航空局等の関係部署と調整し、航空機運航の安全を確保するため、6 月 27 日午前 9 時より公共機関又は緊急離着陸機を除き空港の使用を制限する措置を行った。

さらに、6 月 29 日には、自衛隊等の大型ヘリコプターによる救援物資搬入の際に、着陸帯にヘリコプターを駐機して実施することから、滑走路の一時閉鎖を行なった。

7 月 8 日の最初の噴火以降は、噴火・降灰による航空機の安全確保及び降灰除去等のため、空港閉鎖を行いながら運営を維持しヘリコプターによる交通輸送手段の確保に努めた。特に、火山灰は航空機のエンジンに吸引されると停止の原因となり重大事故に繋がる恐れがあるため、その除去は必要不可欠であった。しかし、当該空港には降灰を除去する機材(ロードスイーパー等)が配備されていないため、支庁土木課の協力を得て機材調達し降灰除去を実施した。

そして、9 月 2 日～4 日の全島避難指示を受け、空港職員も避難したため、9 月 5 日より公共機関又は緊急離着陸機を除き空港の使用を制限する措置をとった。

空港の施設復旧等は、平成 15 年度より本格化し、災害関連のヘリコプター等が運航しやすいよう航空灯火の復旧等を行い、順次、供用している。

また、平成 17 年 2 月の全島避難指示解除に伴い、航空路の再開に向けて暫定ターミナルを整備し、平成 18 年 3 月に完成した。

なお、三宅島空港は、帰島にあたって制定された三宅村条例「火山ガスに対する安全確保に関する条例(平成 16 年 12 月 24 日制定)」において、既設ターミナル、エプロン地区及び滑走路の約 1/2 を含む空港北側半分が「坪田高濃度地区」に指定されている。

ア 被害状況

降灰、泥流の堆積、場周柵倒壊等

航空灯火、電源施設等の劣化

イ これまでの対応と実施時期

降灰等の除去(平成 12 年度)

航空灯火、電源施設の整備(更新等)を実施中(平成 15 年度～)

滑走路、場周柵等の土木施設の復旧(平成 15～平成 17 年度)

暫定ターミナルの整備(平成 17 年度)

ウ 今後の計画

電源施設の更新(受配電盤、自家発電装置等)などを行っていくとともに、関係機関等と連携しながら航空路再開に向けて必要な準備を進めていく。



ヘリによる物資搬入（平成12年6月29日）

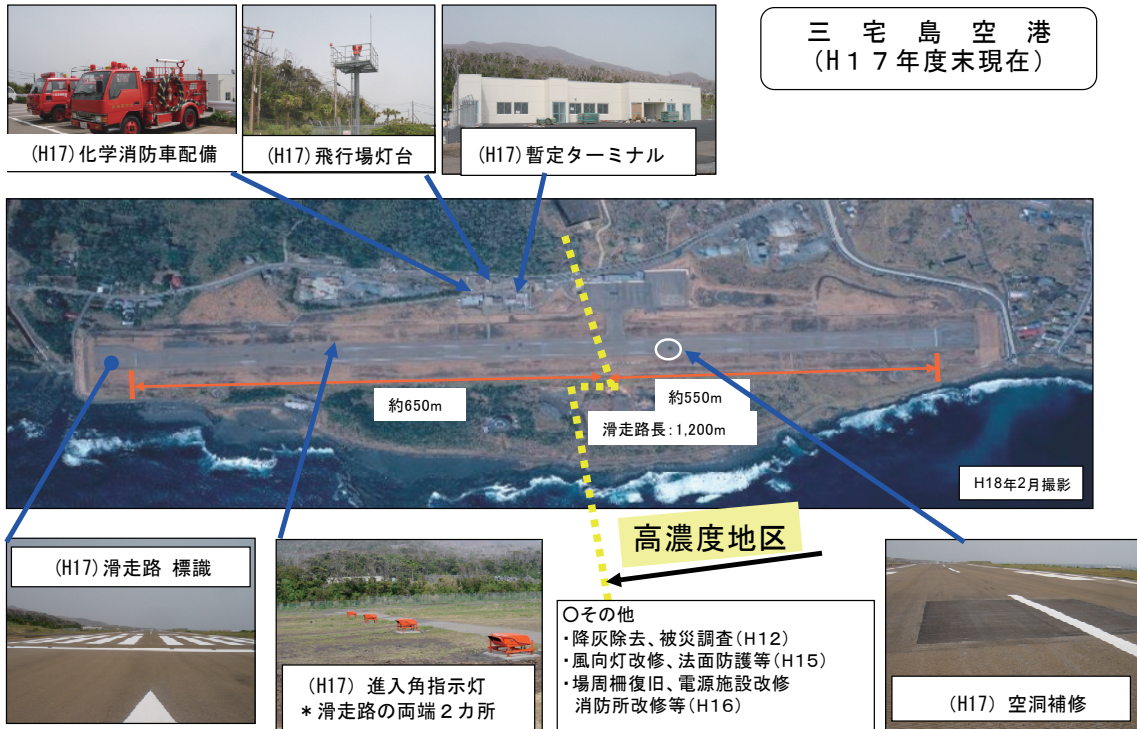


降灰除去の状況（平成12年8月10日）



火山活動と空港（平成13年11月27日千葉大学 津久井氏撮影（都災害対策本部パンフより））

【風向：西、風速（平均）：9.2 m/s（三宅島測候所）】



噴火前の状況（平成12年3月撮影）



現在の状況（平成18年3月撮影）

⑦ ライフライン等

ア 東京電力株式会社

A 電気供給設備の現状

神着の大久保浜に重油を燃料とする三宅島内燃力発電所(最大出力5,000kW、ディーゼル機関)があり、ここから坪田線・阿古線の2つの配電線が左右に分かれ、島の海岸線を一周し各地に電気を供給している。

B 各段階での対応

a 平成12年6月26日～同年6月30日

6月26日、噴火兆候のニュース発表を受け、都区内に勤務在籍する3名の社員を応援のため三宅島事務所へ派遣した。

後日、仮設電源等の供給力確保のため、協力会社作業員6名を緊急物資と共にヘリコプター2機にて現地に派遣し、作業員と材料面の充実を図った。



大噴火(平成12年8月18日)



降り積もる火山灰(神着地区)

b 平成12年7月1日～同年9月4日

噴火活動の活発化により火山灰の降灰が続き、発電所では24時間体制でフィルター清掃・取替を行うと共に、建物給気口にもフィルターを設置する対策を実施した。

配電設備においては、巡視の強化・停電箇所の復旧・碍子の洗浄等の対策を実施し電気の安定供給に努めた。



発電所構内に降り積もった火山灰



配電線のメンテナンス作業

降雨による泥流により配電線が寸断される被害があり、その影響で一部の地域で電圧が低下した。電圧改善のため、移動用発電設備を都区内から輸送し設置する対策を行った。



立根付近配電線被災状況



平山橋付近配電線被災状況



移動用発電設備



泥流に飲まれ破損した工事車両

c 平成12年9月5日～同年10月6日

9月5日から10月6日まで、東海汽船㈱「かとれあ丸」の船内に東京都の三宅島現地災害対策本部が移され、当社も12名が同船に宿泊し災害対応を行った。

9月5日、大雨による泥流発生に備え、発電所に対して避難勧告がなされたため、発電を停止して所員は三宅支庁に避難した。その結果、全島が停電となったが、翌朝には所員が発電所に戻り発電を再開した。

9月26日、火山ガス発生のため全職員が島外へ避難となり、再び全島が停電した。再開の目処は立たなかった。

d 平成12年10月7日～平成13年9月30日

三宅島に滞在しながらの復旧活動が困難となったため、神津島に現地災害対策本部を置く長期対応となった。

平成 12 年 10 月 20 日、神津島に三宅島仮事務所を設置し、対策拠点とした。

同年 10 月、保守が可能な都道沿いの配電線について送電を実施し、送電可能地域のライフライン関連施設へ送電を順次実施した。以降、送電要望された箇所への送電を実施しながら、並行して噴火災害復旧に伴う電柱移設工事、不良設備の修繕工事を継続的に行った。

平成 13 年 4 月 1 日より、24 時間送電に向け 500kW 発電設備の昼間 4～5 時間の試験運用を実施し、4 月 21 日には浜松町に設けた制御所から遠方監視制御による発電設備運転電を開始した。

同年 8 月 24 日からは、発電所建物のクリーンルーム化等の対策完了後、発電所員が現地常駐する本設発電設備による 24 時間送電を再開した。



脱硫装置



火山ガス警報機

e 平成 13 年 9 月 21 日～平成 17 年 3 月 31 日

三宅支庁現地対策本部を主とした現地関係機関代表者会議が定期的開催されるようになり、対策本部をはじめ各機関の最新情報が得られ円滑な復旧作業を続けることが出来た。

平成 14 年 1 月 8 日、500kW 発電設備を無人遠方監視制御していた時に異常が発生し、全島が停電となる事態が発生した。翌日、ヘリコプターで発電所員が緊急渡島し 1,000kW 発電機を運転し送電を再開した。

同年 2 月より、日帰り帰宅事業の開始に向け、各家庭への電力供給作業用の配電線設備の仮巡視を実施し、11 月に一時帰宅した島民宅に取り付けた仮設分電盤への電力供給を開始した。

平成 15 年 1 月より、クリーンルーム化した発電所建物を改造して宿泊室を設け、かつ阿古漁協クリーンルームを宿舎として借用できたことから、復旧要員の島内宿泊が可能となり、復旧作業に拍車がかかることとなった。

同年 4 月 18 日より、一時帰宅にあわせ電気を安全に使用出来るよう、延べ 2,390 箇所の島民宅の内線診断を実施した。また 748 戸に臨時コンセント用分電盤を取り付けた。



島民宅の内線診断

平成 15 年 5 月 27 日から平成 16 年 9 月 18 日の間で、噴火による電力保安用通信ケーブル切断箇所の全面復旧及び移設作業を実施した。

平成 16 年 12 月 6 日から平成 17 年 2 月 24 日の間で、火山ガスの影響により劣化傾向の装柱金物の取替、島内電力保安用通信ケーブル(光・メタル)の全面張替工事を実施した。

平成 15 年 4 月 17 日から平成 17 年 1 月 14 日の間で、通信用非常用発電機への給油及び充電器・蓄電池など通信用電源設備の点検を実施。蓄電池については、放電による劣化診断をあわせて実施した。

平成 16 年 7 月、平野三宅村長より発表された避難指示解除予告を受け、10 月より都区内に勤務する調査員を三宅島に派遣し、一時帰宅した島民宅を訪問し、立会いのもと屋内配線の安全点検を実施した。

同年 11 月より、災害復旧員の住居用としての電気供給の開始に伴い、島民宅の屋内配線を安全点検し送電を実施した。

平成 17 年 1 月 17 日、当社三宅島事務所は 2 月に予定されていた避難指示解除に先立ち、三宅島に職員を戻し、現地事務所を再開した。

f 平成 17 年 4 月 1 日以降

平成 17 年 4 月からは、学校が再開、5 月から観光客の受け入れも開始されたことから、7 月に非常災害態勢を解除し、一時的に増員としていた三宅島事務所職員を

被災前と同数に戻し業務にあたった。

イ 東日本電信電話株式会社 東京支店

A 噴火の恐れに伴う通信確保に向けて

平成12年6月26日、午後7時30分気象庁の「三宅島噴火の恐れ」の発表により、住民に避難勧告が発令された。これに伴い避難が開始された各避難所に住民の緊急連絡及び安否連絡用として特設公衆電話(無料)の設置作業を開始し、翌朝午前7時までに避難所5ヶ所とNTT三宅営業所に22回線の特設公衆電話の設置を完了した。また、特設公衆電話の設置と共に災害用伝言ダイヤル「171」の運用を同日午後10時20分より開始した。

さらに、6月27日には三宅島の通信確保のため、NTTグループで保有している通信衛星を利用した災害対策機器(衛星携帯電話・ポータブル衛星装置・デジタル衛星車載車)を東京より自衛隊のヘリコプターにて緊急輸送し、通信確保の準備を実施した。

B 火山予知連からの火山活動終息発表から三宅島噴火へ

6月29日に火山予知連の「三宅島に影響を及ぼす噴火の可能性はほとんどなくなった」との発表を受けて、避難勧告は解除となり、6月30日には東京都が災害対策本部を廃止したことから、NTTグループも情報連絡体制を縮小し、特設公衆電話を随時撤去した。

しかし、7月1日に神津島で「震度6弱」、新島で「震度5弱」の地震が発生してから以降、9月11日までに「震度5弱」以上の地震を25回記録し、神津島、新島では、これらの地震による崖崩れにより屋外の通信設備に被害が発生した。

三宅島では大きな地震も発生せず、マグマは西方海域に移動し噴火の危険性はなくなったと思われたが、7月6日雄山山頂より噴煙が出始め、7月14日の噴火では上空1,500mに達する噴煙を上げ、島北東部に大量の火山灰を積もらせた。この大量に積もった火山灰により、7月26日の梅雨末期の大雨で泥流が発生し、島北東部の三七山付近で屋外の通信設備が被災した。

C 大噴火そして全島避難指示

8月に入っても噴火活動は終息せず、8月10日に噴火(噴煙:8,000m)、8月18日には、最大規模の噴火(噴煙:14,000m)が発生した。この噴火により、三宅島噴火史上初めて全島に火山灰が降り積もったが、幸いにもこの噴火による通信設備への被害は発生しなかった。8月29日には、低温の火砕流を伴った噴火が発生し、東京都は再び災害対策本部を設置した。

9月1日には三宅島での関連機関緊急会議が開催され、NTTグループも会議への参加要請があり、市ヶ谷駐屯地から自衛隊のヘリコプターで三宅島に向かい会議に参加した。三宅村は、「行政機関及びライフライン関係機関を除く全島民避難」を

決定、9月2日に島外避難指示を発令し、9月4日までに全島民の島外避難が完了した。

その後、東京都が現地災害対策本部をホテルシップ「かとれあ丸」に設置したことから、NTTグループも同様に「かとれあ丸」に拠点を移し、三宅島の通信確保に携わった。

また、三宅島から避難した住民に対して、「国立オリンピック青少年総合センター」、「東京都職員共済組合生浜運動場」及び「東京都立秋川高校」に緊急連絡用と安否連絡用に特設公衆電話(無料)を設置し、運用開始した。

D 三宅島全島停電による周辺4島の通信確保に向けて

NTTグループは、三宅島の通信確保のため、ホテルシップ「かとれあ丸」での生活を続けていたが、9月5日の天候悪化で東京電力の商用電源停止が決定され、ついに三宅島全島の商用電源が午前9時30分に停止になった。

この停電で三宅島の通信設備が停止した場合、三宅島を中継の拠点とする周辺4島(八丈島・神津島・御蔵島・



青ヶ島)への通信サービスに影響が出ることから、NTTグループは、同日午後1時に「三宅島雄山火山活動に伴う災害対策本部」を設置し、三宅島の各NTTのビルを停電させないように、NTTのビルに設置されている非常用発電機またはバッテリーによる電力の確保が始まった。

その後4ヶ月間に及ぶ非常用発電機への燃料補給と潤滑油交換の戦いが始まり、12月末まで燃料給油35回、潤滑油取替え回数30回を行った。

また、給油のための三宅島入島を極力減らし、長時間の運転が可能ないように4,000リッターのタンクローリーを東京から輸送し、三宅のNTTのビルの非常用発電機の燃料タンクに直接接続するという工夫を凝らした。

9月12日には、東京都から三宅島を中継の拠点としている周辺4島(八丈島・神津島・御蔵島・青ヶ島)への通信サービスに影響がでないよう通信確保に向けた措置要請があったことから、以下の措置(表3.10)を実施した。

11月16日の御蔵島の措置完了をもって、三宅島各NTTビルの停電による周辺4島の通信サービスへの影響はなくなり、東京都からの通信確保要請を完了した。

表 3.10 周辺 4 島の通信確保に向けた措置

周辺 4 島	通信確保に向けた措置	措置実施日
八丈島 青ヶ島	三宅島の通信設備を中継しないように、本土からの海底光ケーブルを八丈島へ向かう海底光ケーブルに三宅島の入口で直結した	10 月 17 日
神津島	災害対策機器(小容量デジタル無線方式)により新たな無線ルートを作成した	10 月 31 日
御蔵島	災害対策機器(デジタル衛星車載車)を設置し衛星ルートを作成した	11 月 16 日

E 坪田地区の通信確保に向けて

9 月 7 日、恐れていた泥流による屋外の通信ケーブルへの損傷が発生し、坪田地区(三宅村役場)エリアが通信不能となった。NTTグループは、通信確保のため9月12日から設備復旧作業員が現地入りし、被災箇所を迂回する方法で通信ケーブルを1.1km敷設し、9月16日に坪田地区の通信確保を行った。

F 非常用発電機のエンジン停止に伴う通信確保について

非常用発電機については、累計運転時間 3,000 時間以内(表 3.11)に一旦エンジンを停止させ、主要部品等の交換及び整備を行わなくてはならないことから、平成 12 年 12 月 27 日に「エンジン停止」すなわち島内の通信サービスの停止を行い、主要部品等の交換及び整備を実施した。

表 3.11 エンジン累計運転時間

ビル名	累積運転時間
三宅ビル	2,449 時間
阿古ビル	2,585 時間
小手倉ビル	2,613 時間

G 東京都及び伊豆諸島地震災害地域に義援金を贈呈

平成 12 年 12 月 5 日、NTTグループでは三宅島噴火活動ならびに伊豆諸島地震活動により被災された島々に対する支援活動として、東京都副知事に義援金を贈呈した。また、被災地となった三宅村、新島村、神津島村、御蔵島村にも直接義援金を贈呈した。

H 住民の一時帰島開始と通信設備の点検

平成 13 年 7 月から「日帰り」の条件付で住民の一時帰宅が開始されたことに伴い、NTTグループは、東京都の災害復旧による砂防工事、道路工事 16ヶ所について、迅速な工事ができるよう電柱等の移設工事を始め、防災関係者が利用するクリーンハウス、旅館・民宿への電話の開通工事を行った。

その後も三宅島復旧・復興に携わる行政・ライフライン機関・噴火観測機関等の重要通信回線及び島民の帰島に向けた各家庭への回線を確保するため、NTTグル

ープは三宅島に常駐し、高濃度ガスの中、常時ガスマスクを着用し、4年間で延べ20,000人もの技術者で通信設備を確保した。

また、通信設備の復旧に備え、電柱、通信ケーブル、各ビルの交換機、伝送装置等の設備点検調査（表 3.12）を行い平成 15 年 7 月までに完了した。設備点検結果は、殆どが火山ガス及び塩害の影響による腐食であった。

表 3.12 設備点検調査結果

設 備	引込線 (条)	保安器 (個)	電柱 (本)	通信ケーブル (km)
不良数（主に腐食）	850	450	220	30

I 本格帰島に向けて

平成 17 年 2 月からの帰島に向けて N T T グループは、平成 16 年 9 月 3 日に「三宅島現地復興対策本部」及び「三宅島現地復興班」を確立し、通信設備の本格復旧に向け体制を強化した。

復旧工事にあたっては、火山ガスが継続発生している中、復旧作業員の安全確保を図りつつ、帰島する島民の通信設備の復旧を優先させることを基本方針とした。

復旧工事は、第一期・第二期工事に分けて実施した。第一期工事は、平成 16 年 10 月 15 日から平成 17 年 2 月の帰島に合わせ、幹線ルートで不良度が著しい電柱、通信ケーブル、引込線等の通信設備の取替え（表 3.13）を行った。また、第二期工事は、平成 17 年 2 月 18 日から、支線ルートで不良度が著しい電柱、通信ケーブル、引込線等の通信設備の取替えを行い、6 月 30 日に完了した。これらの帰島に向けた事前復旧工事により、帰島した住民に対する通信サービスを遅滞なく確保した。



表 3.13 通信設備の復旧工事状況

設 備	引込線 (条)	保安器 (個)	電柱 (本)	マンホール補修 (ヶ所)	通信ケーブル (km)
取替数	1,060	513	380	27	26.8

Ｊ 「三宅島雄山火山活動に伴う災害対策本部」等の解除について

平成 17 年 2 月 1 日から、帰島した住民への通信サービスの提供が可能となったことから、NTTグループは、同年 6 月 20 日「三宅島雄山火山活動に伴う災害対策本部」及び「三宅島現地復興対策本部」を解除した。

しかし、火山ガスによる通信設備(主に電柱、電柱へ装着している金物類、通信ケーブル)への影響が継続発生していることから、現在でも短い周期で定期点検を行い、計画的に通信設備の取替えを実施している。

ウ NTTドコモ

A 平成 12 年 6 月 26 日～同年 6 月 30 日

a 体制確立

6 月 26 日、気象庁より火山性群発地震が発表されると直ちに本社情報連絡室を設置し、ドコモ多摩支店他関係機関との情報一元化を図ったが、6 月 30 日、都の災害対策本部廃止に伴い、本社情報連絡室を解散した。

b 通信対策

6 月 27 日、ドコモ多摩支店社員 2 名が三宅島へ到着し、都の現地災害対策本部に衛星携帯電話 11 台を貸し出した。

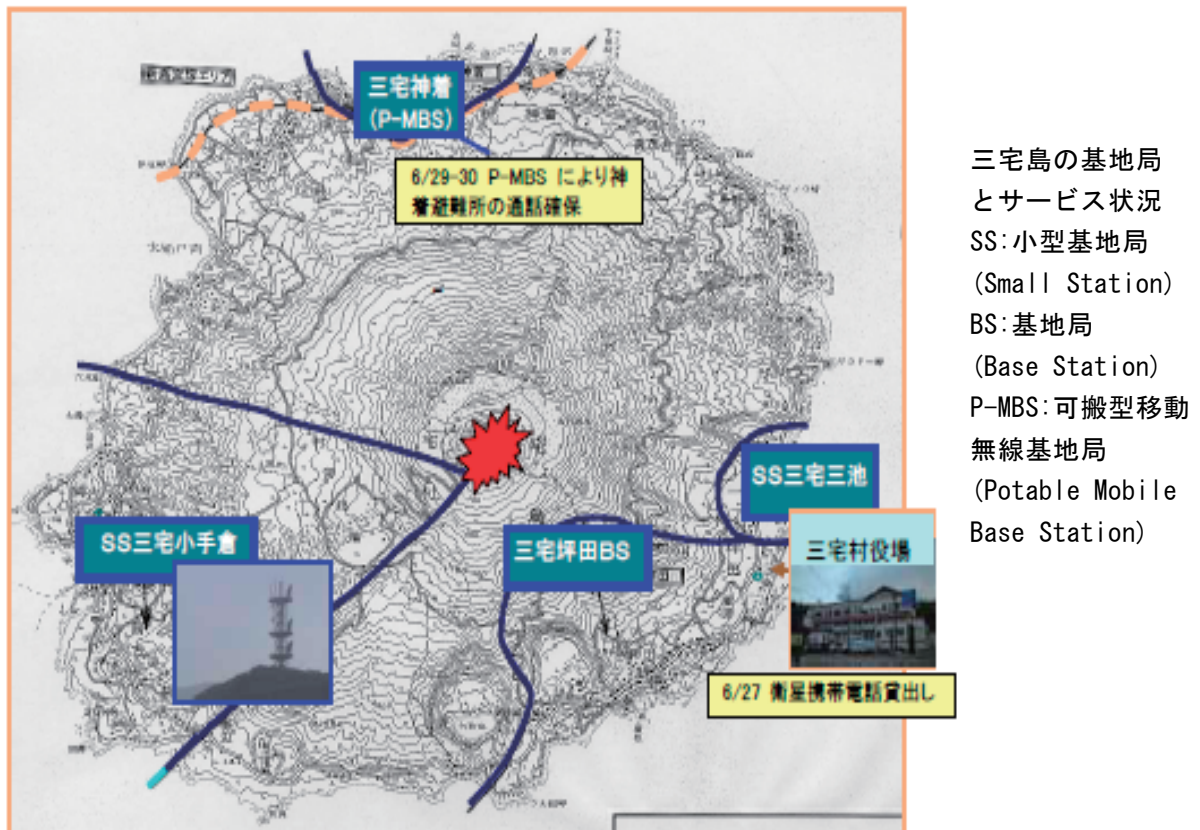
6 月 28 日、島北部神着避難所付近の通話サービス確保のために移動無線基地局車 1 台設置及び携帯電話充電器を NTT 三宅営業所に設置した。

6 月 30 日には、前日の火山噴火予知連絡会の安全宣言発表を受けて避難勧告が全面解除となったため、移動無線基地局車を撤収した。

c 被災状況

三宅坪田、SS 三宅三池、SS 三宅小手倉の 3 基地局(携帯電話設備)とも設備被害は発生していない。

図 3.4 三宅島の基地局とサービス状況



平成12年6月29日～30日 NTT三宅島営業所にP-MBS設置

B 平成12年7月1日～同年9月4日

a 神津島震度6弱地震(7月1日)

商用電源停電に伴い2基地局(携帯電話設備)が蓄電池より電源供給となったが、同日商用電源回復によりサービスに影響はなかった。

b 新島震度6弱地震(7月15日)

7月15日、NTT通信設備被災によりSS若郷局(携帯電話設備)が通信サービス停止となるが、若郷地区は住民避難地区でありサービスに影響はでなかった。(8月17日NTT設備回復により回復)また、新島宮塚については商用電源停電となり蓄電池対応となったが、7月16日の停電回復によりサービスに影響はなかった。

c 7月8日三宅島雄山噴火

7月14日、都の災害対策本部設置に伴い本社情報連絡室を設置し情報の一元化を図るとともに、衛星携帯電話を三宅島村役場へ10台、自衛隊へ13台貸し出した。また、9月4日、東京都三宅島現地災害対策本部の「かとれあ丸」への移設に伴い、衛星船舶電話9台を貸し出し、衛星カード式公衆電話1台の通話無料化を行った。

図 3.5 衛星携帯電話等の貸し出し状況

貸し出し先機関		貸し出し電話機		
		衛星携帯電話	衛星船舶電話	携帯電話
島関係	三宅島	10台		
	八丈島	12台		
	神津島	5台		
	御蔵島	7台		
対策機関	海上自衛隊	2台		
	陸上自衛隊	11台		20台
	かとれあ丸 (国土庁・気象庁・ 東京都・NTT)		9台	
	貸し出し総数(延べ)	47台	9台	20台

C 平成12年9月5日～同年10月6日

a 通信対策

9月5日、三宅島島内の商用電源供給停止となったが、島内3基地局は予備電源で給電のためサービスに影響はなかった。

9月7日、泥流により三宅島阿古地区～坪田地区間のNTT通信設備が被災し、三宅坪田基地局及びSS三宅三池基地局が通信サービス停止となる。この影響により御蔵島も通信サービス停止(御蔵島のサービスは三宅島の三宅坪田局でエリアカバーしていた)となるが、9月14日、NTT通信設備復旧により三宅坪田基地局及びSS三宅三池基地局及び御蔵島も通信サービスが回復し、三宅島全基地局にてサービス提供となる。

9月16日の台風17号接近による全島停電実施による基地局蓄電池放電に伴い、9月17日、SS三宅三池局、9月21日、三宅坪田局がサービス停止となり、同時に御蔵島もサービス停止となった(一時的な電力供給により回復するものの再度の停電によりサービス停止)。

b 料金減算

三宅島災害の影響で、御蔵島の電波状態が悪化し従来の通信サービスが提供できなくなったため、平成12年9月7日より平成15年7月31日までの料金減免を行った。対象は、基本使用料、付加機能使用料、端末設備使用料で約100契約。

D 平成12年10月7日～平成13年9月20日

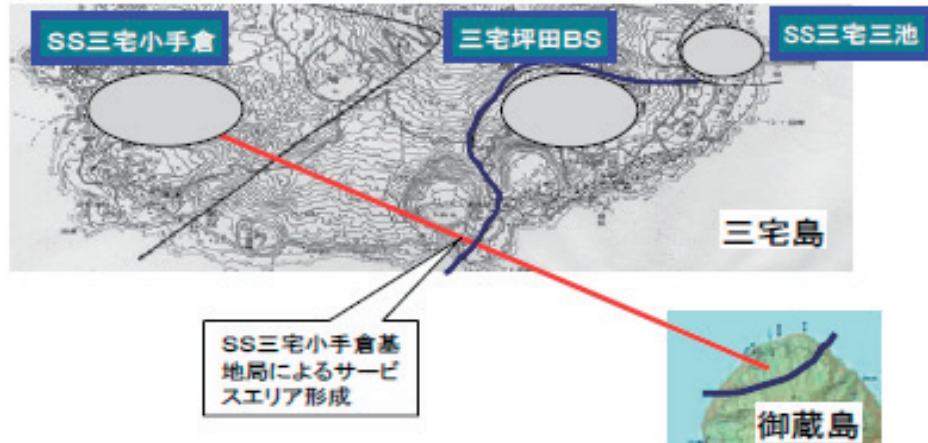
a 通信対策

三宅坪田局サービス停止に伴い御蔵島もサービス停止となったため、平成12年10月25日、三宅小手倉局でのエリアカバーにより、また12月26日、衛星(VSA

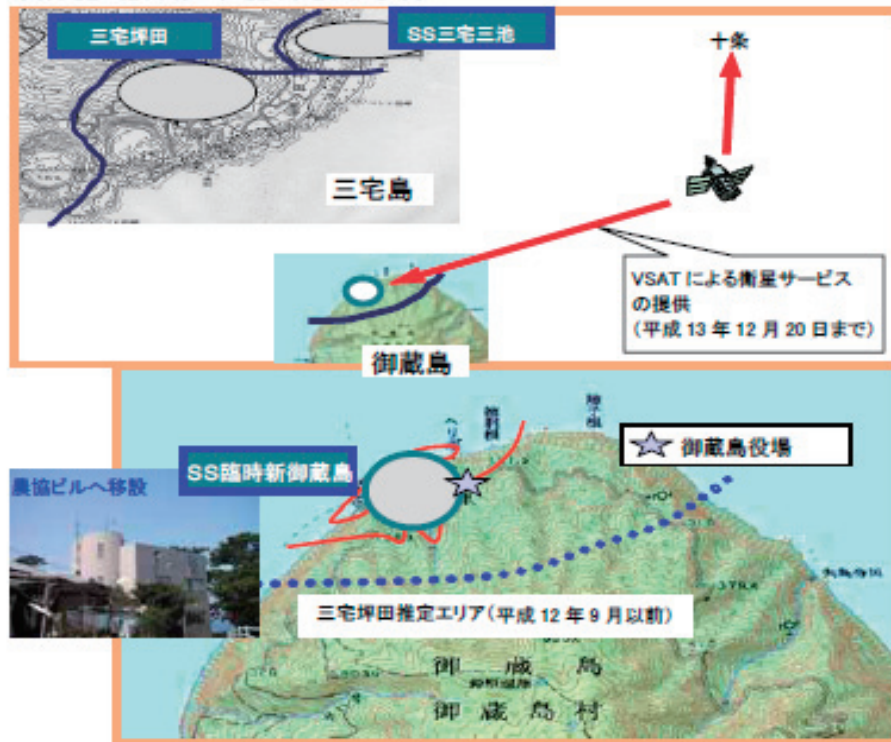
T)を利用して三宅島の基地局に依存しないSS臨時御蔵島をNTTビルに設置(12月28日SS三宅小手倉局サービス休止)した。平成13年3月23日には農協ビルへ移設、SS臨時新御蔵島と改称してエリア拡大を図り御蔵島の通信を確保した。

神着地区においては、三宅支庁周辺を拠点にした本格復興作業の計画(東京都)に伴う通信確保のため、6月30日、移動無線基地局車にてサービスを開始した。

図 3.6 平成12(2000)年12月25日まで



平成12(2000)年12月26日以降



E 平成13年9月21日～平成17年3月31日

a 通信対策

神着地区通信確保対策として、移動無線基地局車にてサービスを提供していたが、

平成 13 年 9 月 28 日に S S 三宅神着局を設置したため、運用を開始し、移動無線基地局車を撤収した。

平成 14 年 3 月からの一時帰宅者及び日帰り帰宅者のために、携帯電話使用可能エリアマップを作成した。また、平成 15 年 4 月からの滞在型帰宅事業の開始へ向けた伊豆地区クリーンハウスのサービスエリア確保、島内周回道路のサービスエリア確保とともに、坪田地区サービス回復の要請(東京都)を受け、島内の品質調査を行い、平成 15 年 4 月 11 日に S S 臨時三宅坪田港のサービス開始、S S 三宅神着の設備増設(4 月 17 日 24 回線増設)を行った。

御蔵島のサービス確保対策としては、S S 臨時御蔵島において専用線を衛星(V S A T)から N T T 回線(海底ケーブル)へと切り替え(平成 13 年 12 月 21 日)、臨時基地局の恒久化を検討し、平成 15 年 8 月 1 日に S S 御蔵島局として恒久化した。

平成 16 年 3 月には C V 御蔵島のサービスを開始し、F O M A サービスも利用可能とした。また、三宅島における F O M A サービス展開についても検討を始めた。

F 平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日

a 通信対策

平成 17 年 9 月 8 日、三宅島において、m o v a に加え F O M A サービス(阿古、神着、三池の一部地域)を開始した(S S 三宅神着、S S 三宅小手倉、S S 三宅三池)。

さらに、平成 18 年 2 月 24 日には、C V 新三宅坪田(m o v a、F O M A 併設)のサービスを開始した。

エ 簡易水道

A 三宅村簡易水道事業の概要

島の中央にある雄山の山腹からの湧き水を水源とする簡易水道が、昭和 29 年阿古地区、昭和 32 年伊ヶ谷地区、昭和 35 年三池地区にそれぞれ創設された。さらに、大路池を水源とする坪田地区簡易水道が昭和 36 年に、地下水を水源とする伊豆、大久保、神着地区簡易水道が昭和 38 年に創設され、以降、5 つの簡易水道により給水を行ってきた。

その後、生活水準の向上などによる水の使用量の増加に対処するため、昭和 41 年に三池地区が坪田地区に、昭和 43 年に阿古、伊ヶ谷、伊豆、大久保、神着地区が統合され、昭和 50 年には、全集落を給水区域とする現在の三宅村簡易水道となった。

被災前における三宅村簡易水道事業は、4 ヶ所の深井戸と 6 ヶ所の浅井戸を水源として、計画給水人口 3,920 人に対し、計画 1 日最大配水量 3,710 m³ を供給するものであった。主力となる中央浄水場は、ろ過タンクによる除鉄及び塩素消毒を行い、1 日処理量は 1,500 m³ であった。この他に、塩素消毒のみ行う浄水池が 4 施設(南風平、八重間、坪田金層、三池)ある。

水源が島の南部に偏在していることから、島をほぼ一周する送水管を整備し、供給を行っていた。島の西側は中央浄水場及び南風平による配水であり、東側は八重間、坪田金層及び三池の3施設による配水であった。島の北側については、伊豆調整池において東西両系統の水を融通し配水を行っていた。

B 水道施設の被災状況

三宅村の簡易水道施設は、一連の火山活動で発生した泥流や火山ガス、火山雷などにより、多大なる損傷を受けた。被災当初は数ヶ所で発生した漏水修理を主体に必要な最小限の復旧を行ってきたが、その後の泥流被害は甚大で、土佐～見取畑間の送水管路をはじめ、北東部及び南部の送水管路が各所で寸断された。また、火山ガスにより、各施設の電気設備に腐食が生じて浄水施設は甚大な被害を被った。

《主な被災箇所》

- ・ 取水施設(井戸の泥流埋没地) 8ヶ所
- ・ 導水施設(配管の破損等) 2ヶ所
- ・ 浄水施設(降灰被害) 1ヶ所
- ・ 送水・配水施設(配管の破損・流水等) 56ヶ所

a 地震による被害

平成12年6月26日に始まった火山活動は、その初期において、マグマの移動に伴う地盤変動や揺れにより、阿古地区を中心に管路の破断や継手の離脱などの被害をもたらした(被災箇所16ヶ所)。これにより、一時島内全域において断水や制限給水を余儀なくされた。

b 泥流による被害

伊豆、神着地区などの北部には水源がなく、北部地区には南部の大路池周辺に存在する水源より、島を周回するように管を布設し送水している。この送水管は大部分を都道に布設しているが、一部は林道及び山林地に布設している。噴火以降、堆積した火山灰が地面の浸透性を低下させ、そのため、降雨とともに堆積した多量の噴火堆積物が流木とともに地表面を滑り、地山の洗掘や道路崩壊を発生させた。

都道の崩壊による送水管の流失や、水管橋・添架管の破損、表土流出による管の切断流失等で、島内の至る所で送配水管路が寸断された(被災箇所数15ヶ所)。さらに、管路施設の被害のほか、金層第2水源及び見取畑ポンプ所については、山麓からの泥流を直接かぶる形となり、水道施設としての機能を失う被害を受けた(施設2件)。

c 火山ガスによる被害

火山ガスは硫黄分を多量に含むため腐食性が強く、この火山ガスに継続して晒されたことにより、多くの施設で、電気・電子設備の回路や接点、微細加工基盤に深刻な腐食が発生し、システム稼働障害や制御が不安定になるなどの被害が生じた(設

備 35 件)。

d 火山雷による被害

大規模な火山の噴煙により火山雷が発生した。この火山雷により、各施設の電気盤、計装機器のアレスター(迷走電流遮断器)、電気ユニット等が破損する被害が発生した(設備 12 件)。



金属第二水源



見取畑ポンプ所



配水管(空栗)



配水管(川田)

c 東京都健康局(現：福祉保健局)の対応

健康局は、平成 12 年 6 月の地震発生から平成 17 年 2 月の避難指示解除に至るまでの間、職員の現地派遣や国への災害復旧事業適用要請など、三宅村の簡易水道の復旧に対応した。

a 地震における被害状況調査(平成 12 年 6 月～同年 7 月)

6 月 26 日から 29 日にかけて頻繁に発生した地震による水道施設の被害状況把握及び復旧についての技術指導・助言のため、3 次にわたり、計 6 名の職員を現地に派遣した。

【派遣日時及び規模】

- ・ 第1次調査(6月30日～7月5日) 2名
- ・ 第2次調査(7月5日～7月10日) 2名
- ・ 第3次調査(7月10日～7月12日) 2名

b 簡易水道施設の被害状況調査(平成12年11月、平成13年1月・2月)

簡易水道施設の被害状況を調査し、復旧対策を講じる上で必要な情報を収集することを目的として、三宅村の要請に基づき職員を現地に派遣し、東京都水道局・三宅村と合同で被害状況調査を実施し、復旧対策を検討した。

【派遣日時及び規模】

- ・ 第1次調査(11月11日～11月20日) 1名
- ・ 第2次調査(1月20日～1月28日) 1名
- ・ 第3次調査(2月24日～3月1日) 1名

c 三宅島インフラ復旧PT、三宅島災害復旧会議(平成12年12月～)

都災害対策本部が設置したインフラ復旧PTに参加し、復旧計画についての情報交換・意見交換を行った。

d 災害復旧事業適用について国との折衝(平成13年2月～14年10月)

三宅村簡易水道の施設復旧について、災害復旧事業として国庫補助の認定を受けるため、平成13年2月から厚生労働省、財務省等との折衝を行った。

e 通水確認作業及び査定準備(平成13年6月・9月)

主要施設への給水を目的とした西廻りルートの水道施設復旧作業が都水道局の技術支援を受け完了しことから、復旧状況の確認、通水の技術指導及び国庫補助の査定準備の調査を行うため職員を現地に派遣した。

【派遣日時及び規模】

- ・ 第1次調査(6月2日～6月9日) 2名
- ・ 第2次調査(9月2日～9月7日) 2名

f 国庫補助災害事業の現地査定(平成14年1月)

国庫補助による災害復旧事業の査定に立ち会うため、職員を現地に派遣した。

D 三宅村の対応

a 被災水道施設の復旧

- ・ 地震による被災箇所の復旧

平成12年6月の地震により被災した管路は、殆どが局所的な破損であったため、切管や補修用バンドで応急復旧を行い、7月11日には復旧が完了した。

- ・ 泥流による被災施設の復旧

埋設されている管路の復旧は、道路に敷設された管については、道路の復旧に合わせて送水管を布設するとともに、橋梁化した箇所については添架とした。ま

た、山林内に布設された管については、崩落の影響を受けない位置に水管橋として布設した。見取畑～土佐間の送水管被害箇所については、山間部で被害が甚大であり、経済性、施工性、周辺環境への影響等を勘案し、原位置での水管橋設置と都道内への布設とを比較した結果、都道内に布設することで対処した。

泥流に埋没した施設の対処としては、金層第二水源はポンプピットの嵩上げを行った。見取畑ポンプ所は廃止し、上流側施設(御子敷ポンプ所)のポンプ能力を増強することで対処した。

- ・ 電気設備の復旧

電気設備の復旧は、火山ガスによる腐食の影響度、火山雷による破損の度合いによって、局所的な部品の取替で対応できる場合、修理が必要な場合、設備全体の取替が必要な場合(修理より設備全体の取替の方が経済的に有利な場合)に分類し、行った。

【被災箇所の年次別復旧状況】

- ・ 平成 12 年度 地震による被害 16 ヶ所の復旧
- ・ 平成 13 年度 砂防工事関連の送水管 2 ヶ所の本復旧・道路工事関連の送水管 6 ヶ所の仮復旧
- ・ 平成 14 年度 道路復旧工事等の関連工事と調整しながら管路及び設備の復旧
- ・ 平成 15 年度 設備の本格的復旧、土佐～見取畑間送水管路の復旧、管路の通水
- ・ 平成 16 年度 帰島に向け、施設の運用再開に必要な準備作業

これらの復旧は、国庫補助による災害復旧事業として実施した。平成 14 年 1 月に国の現地査定を受け、10 月に災害復旧費が決定した(別紙「年度別災害復旧費用」を参照)。

b 水質対策

三宅村の簡易水道は、島南部の大路・三池・八重間・金層等の浅井戸を水源としているが、このうち最大の水源である大路水源(取水量 1,500 m³/日)の水質について、平成 14 年 3 月に検査を行ったところ、カルシウム、マグネシウム、蒸発残留物が基準値を超過していたため、膜ろ過処理施設を導入することとなった。

復旧作業に必要な水を確保するため、同年 3 月から膜ろ過設備の導入検討をはじめ、9 月に膜ろ過設備(処理量 300 m³)が完成し、10 月から給水を開始した。また、島民の帰島に向けて整備した膜ろ過設備(処理量 800 m³)が平成 16 年 2 月に完成し、9 月から給水を開始した。

毎月の水質検査は、都の支援により、平成 13 年 11 月から毎月実施する項目(9 項目)に加え、硝酸態窒素と亜硝酸態窒素、重金属等 17 項目について実施していた。平成 16 年 4 月には、これらの検査に加え、4 水源系統の浄水で、新水質基準に基づく 50 項目の検査を帰島前に実施することを決定し、12 月に検査を行い、異常がな

いことを確認した。

給水栓における水質の安全確保については、平成 15 年度末までに、各戸の水質検査を行い、異常がないことを確認した。

年度別災害復旧費用

(1) 総事業費

(単位：千円)

年度	総額	国庫補助	都補助
12	3,202	582	1,769
13	12,773	0	8,666
14	443,007	240,494	130,962
15	589,525	270,412	181,483
16	64,929	0	44,186
計	1,113,436	511,488	367,066

(2) 災害復旧事業関連

(単位：千円)

年度	内容	総額	国庫補助	都補助
12	(該当事業なし)			
13	送配水施設、電気設備等整備	12,773	0	8,666
14	送配水施設、電気設備等整備	306,226	232,394	29,049
14	北部水源開発調査	52,292	0	52,000
15	送配水施設、電気設備等整備	255,667	196,492	24,562
16	漏水調査・修理、電機・計器修理	5,155	0	4,000
計		632,113	428,886	118,277

(3) 簡易水道補助事業関連

(単位：千円)

年度	内容	総額	国庫補助	都補助
12	取水、送水施設整備	2,205	582	1,071
12	送水施設増径整備	997	0	698
14	取水、送水施設整備	34,489	8,100	14,913
14	送水施設増径整備	50,000	0	35,000
15	送水施設増径整備	29,983	0	20,841

15	膜ろ過施設整備	303,875	73,920	136,080
16	送水施設増径整備	38,777	0	26,186
16	配水施設整備	20,997	0	14,000
計		481,323	82,602	248,789

オ LPガス

A LPガス設備復旧事業の概要

LPガスは都市ガス、電気、電話などと異なり、液化石油ガス法の登録を受けた販売事業者が消費者と個々に契約をし、ガスを供給するシステムになっている。このため、東京都は液化石油ガス法を所管する立場から、関係するLPガスの保安団体である(社)東京都エルピーガス協会、三宅島のLPガス販売事業者並びに販売事業者にLPガスを卸販売する卸事業者を指導し、平成13年2月27日から平成17年7月31日にかけて、三宅島のLPガス設備の復旧にあたった。

B 復旧活動内容

a 避難指示期間中の災害対策拠点へのLPガス供給

LPガスは高圧のプロパンガス等が容器に封入された状態のものであるため、危険性が考慮され、当初は島で作業を行う災害対策要員の調理・給湯などの使用の禁止も検討された。しかし、LPガスは災害対策要員の現地での生活に不可欠なエネルギーと判断され、災害対策の各拠点での使用が現地災害対策本部の許可制で認められるようになり、これらの施設にLPガスを供給してきた。

b 各戸に置かれたままのLPガス容器とガスの回収

LPガス容器腐食状況調査により、LPガス容器が火山ガスにより腐食が進んだ状態であることが判明したため、島内に残置されたLPガス容器3,844本を回収し、高圧ガス保安法に定められた安全な方法でガスを抜き他の安全な容器に移し替えた。

c 火山ガスによるLPガス設備の影響等の調査

避難指示後に、機会を捉えて被害状況調査を行った。平成15年4月からの滞在型一時帰宅にあたっては、680戸の宅内の消費設備等の調査を実施し備えた。

d 島民の帰島における設備の復旧

平成17年2月からの島民の帰島にあたり、島民が帰島後に安全に、安心してLPガスを使えるよう設備の復旧を行うこととし、帰島後においてもガスの供給が止まることなく、復旧は順調に進んだ。

同年7月末には、1,468世帯にLPガスの供給が再開された。

C 復旧事業期間

平成13年2月27日～平成17年7月31日

D 事業概要

- ・ 平成13年2月 三宅島支庁等公的施設の使用を再開するため、当該施設の設備の点検・調査を実施し、供給を再開
- ・ 同年5月 復旧作業の強化に伴う作業用夜間常駐体制整備のため、当該施設の設備の点検・調査を実施し、供給を再開
- ・ 同年7月 復旧作業拡大に伴い、作業従事者に食事を提供する施設の設備の点検・調査を実施し、供給を再開
- ・ 同年8月 島民の一時帰宅に向けた一般住宅の設備の点検・調査を実施
- ・ 同年11月 三宅島全地域の設備の被害状況調査を実施
- ・ 平成14年5月 LPガス容器腐食状況調査、火山ガスにより腐食が進んだ容器があることが判明
- ・ 同年8月 残置された容器からガスを回収するため事前調査を実施
- ・ 同年9月 坪田地区でLPガス容器の回収場所及び貯蔵場所の安全性を確認し容器からガスを回収
- ・ 同年10月 阿古地区でLPガス容器の回収場所及び貯蔵場所の安全性を確認し容器からガスを回収
- ・ 同年11月 伊豆、伊ヶ谷、神着地区でLPガス容器の回収場所及び貯蔵場所の安全性を確認し、ガスを回収
- ・ 平成15年4月から9月 滞在型一時帰宅時にあわせ、本格帰島に備えるため一時帰宅した島民宅内の設備の被害状況調査。設備の多くが再使用できないことが判明
- ・ 平成16年7月の三宅村の帰島方針を受け、平成17年2月からの島民の帰島に備え、LPガス設備復旧の準備を開始
- ・ 平成16年10月からLPガス販売事業者は、基盤部門(建設、商店、民宿、公務)等の従事者とともに先行帰島し、これらの施設の設備を復旧するとともに、現地における準備を開始
- ・ 平成17年2月から帰島した島民宅の設備を復旧し、安全に係る調査・点検を実施した後、逐次供給を再開
- ・ 平成18年3月末で1,576世帯のLPガス設備の復旧が完了し、供給が再開((社)東京都エルピーガス協会調べ)

カ 医療 日本赤十字社(東京都支部)

平成12年6月26日の「緊急火山情報」発表から、日本赤十字社東京都支部は島外避難前後にわたり、医療救護や救援物資の配布等の救護活動、また、帰島へ向けての島民支援活動を実施した。

A 平成 12 年 6 月 26 日～同年 6 月 30 日

a 6 月 26 日

19 時 33 分の気象庁の「緊急火山情報」発表に伴い、20 時 30 分に日本赤十字社東京都支部災害警戒対策本部を設置し、救護関係職員により情報収集にあたり、関東近県の赤十字支部との協力体制の確認が行われた。東京都へ職員 1 名を派遣し情報の収集にあたり、また、武蔵野、大森赤十字病院に対しては、医師をはじめとする医療救護班の編成、待機を指示し、緊急の出動に対応が可能な状態とした。合わせて海上保安庁・防衛庁への連絡を行い、医療救護班員の搭乗が可能なかについて調整した。

b 6 月 27 日

0 時 15 分の東京都災害対策本部設置に伴い、支部職員 2 名を派遣し、連絡調整態勢を確保した。

東京都災害対策本部の調整により、赤十字から医療救護班 2 個班の派遣準備依頼を受け、武蔵野、大森赤十字病院に連絡、立川基地に救護班要員、医療セット(医療器材、薬品等)を集結、自衛隊へリにて現地入りした。

現地役場、支庁、保健所との調整により、勤労福祉会館に常駐し医療救護活動を開始、巡回診療への対応も行った。

c 6 月 28 日～29 日

医療救護活動の実施及び救護班交代に伴う引継ぎを実施した。また、避難所閉鎖までの活動を行った。(計 3 個班、22 名)

d 6 月 30 日

東京都災害対策本部及び三宅村災害対策本部廃止に伴い、救護班は撤収した。

B 平成 12 年 7 月 1 日～平成 12 年 9 月 4 日

a 三宅島避難所への救援物資の配布

平成 12 年 8 月 10 日～11 日にかけて、職員を派遣し、避難所 3 ヶ所への救援物資の配布を行った。

表 3.14 島内の避難所に配布した救援品

日用品セット	お見舞品セット	毛 布	バスタオル	派遣職員
500	510	700	500	4 名

b 義援金の募集

東京都と協議し、平成 12 年 8 月 14 日～平成 17 年 10 月 14 日の間、「三宅島・新島・神津島近海地震義援金」専用口座を開設し、関係機関の協力のもと、義援金の

募集・受付を実施した。また、各地区においては、赤十字奉仕団によるチャリティーバザーや義援金募集活動を行った。

表 3.15 赤十字社東京都支部扱い分

期 日	総 件 数	総 金 額
平成 12 年 8 月 14 日から 平成 17 年 10 月 14 日まで	43,300 件	1,121,421,075 円

C 平成 12 年 9 月 5 日～平成 17 年 7 月 23 日

- 平成 12 年 9 月、職員、各地区の地域奉仕団、救護ボランティアの協力を得て、救援物資の配布を行った。

表 3.16 配布した救援物資

日用品セット	お見舞品セット	毛 布	バスタオル
1,574	2,551	2,410	2,500

- 平成 13 年 7 月、島民の一時帰宅に伴い、船内及び島内での医療救護を目的として 2 回にわたり延べ 10 名の救護班(2 個班)を派遣した。
- 同年 9 月～10 月、島民の一時帰宅事業に、船内及び島内での医療救護を目的として 5 回にわたり延べ 25 名の救護班(5 個班)を派遣した。
- 同年 7 月 1 日～18 日、三宅島の児童・生徒が寄宿している旧都立秋川高校に三宅村及び同教育委員会の要請により、看護師を派遣した。
看護師 延べ 16 名 (日本赤十字社東京都支部・武蔵野赤十字病院)
- 同年 10 月及び 11 月に、東京都及び三宅村の要請により、三宅島で災害応急対策事業に従事する関係者に対する救急医療確保のため、医師及び看護師を派遣した。

表 3.17 医師及び看護師の派遣

期 日	救 護 班	派遣者数
平成 13 年 10 月 21 日～27 日	武蔵野赤十字病院	2 名
平成 13 年 11 月 18 日～24 日	大森赤十字病院	2 名

- 平成 14 年 3 月 11 日～12 日、三宅島民一時帰宅事業に、船内及び島内での医療救護を目的として救護班を派遣した。

- ・ 児童・生徒一時帰宅事業に船内及び島内での児童・生徒及び保護者などの医療救護を目的とした救護班の派遣を実施した。

表 3.18 救護班の派遣

	期 日	救護班	派遣者数
第 1 回	平成 14 年 8 月 4 日～7 日	武蔵野赤十字病院・支部 大森赤十字病院・支部 葛飾赤十字産院・支部 計 3 個班	計 15 名
第 2 回	平成 15 年 8 月 3 日～5 日	武蔵野赤十字病院・支部 大森赤十字病院・支部 計 2 個班	計 13 名
第 3 回	平成 16 年 8 月 23 日～24 日	大森赤十字病院・支部 計 1 個班	計 5 名

- ・ 平成 12 年から島外避難している方々の交流と激励を目的とした「ふれあいフェスタ」に参加した。

内容 東京指圧救護赤十字奉仕団による指圧サービス

救護ボランティアによる炊き出し補助

赤十字ゲームコーナーの設置、赤十字ノベルティの配布

- ・ 平成 17 年 2 月 1 日の避難指示解除による島民の帰島開始を受け、三宅島帰島支援ボランティアとして、赤十字個人ボランティア登録者を呼びかけた。新たに三宅島での生活を再スタートさせる島民の生活支援に、以下のとおり赤十字個人ボランティアが参加した。

期 間 平成 17 年 2 月 27 日～7 月 23 日(各自この間の 1 週間程度)

参加人数 延べ 51 名

キ 郵政省(現・日本郵政公社)

A 東京郵政局(現・日本郵政公社東京支社)災害対策本部の設置

平成 12 年 6 月 26 日 19 時 33 分、気象庁から緊急火山情報が発表された。

政府における非常災害対策本部の設置に先がけ、東京郵政局では、6 月 26 日 22 時 20 分に、東京郵政局長を本部長とする「東京郵政局非常災害対策本部」を設置した(8 月 29 日には「三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部」と改称した。)

B 非常取扱いの実施

6 月 27 日から三宅島内の郵便局で取扱いを開始し、9 月 1 日に三宅島全島避難指示が出され、島外避難が完了した 9 月 5 日からは東京管内全局で取扱いを実施した。

a 郵便関係

- ・ 平成12年6月28日～29日、8月10日～8月21日、避難者あて郵便物を各避難所で配達
- ・ 6月27日から被災者1世帯当たり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚を無償交付
- ・ 6月27日～29日、8月10日～8月21日、9月1日以降、三宅島島内郵便局から被災者が差し出す通常郵便物(速達及び電子郵便の特殊取扱とするものを含む。)の料金免除を実施
- ・ 9月5日から、都内の全郵便局で被災者が差し出す通常郵便物の料金免除を実施

b 郵便貯金関係

- ・ 平成12年6月27日～6月29日 三宅島郵便局及び三宅島伊豆郵便局
- ・ 8月10日 坪田郵便局、三宅島郵便局、三宅島伊ヶ谷局
- ・ 8月21日～8月22日 三宅島阿古郵便局及び三宅島伊豆郵便局
- ・ 8月29日～9月4日 業務停止局を除く島内郵便局
- ・ 9月5日～ 都内の全郵便局

c 簡易保険関係

- ・ 平成12年6月27日～6月29日 三宅島郵便局及び三宅島伊豆郵便局
- ・ 8月10日～9月4日 坪田郵便局、三宅島郵便局、三宅島伊ヶ谷郵便局
三宅島阿古郵便局及び三宅島伊豆郵便局
- ・ 9月5日～ 都内の全郵便局

なお、三宅島民は日頃から重要なものはすぐに持ち出せるようにしてあること、地域が狭いので本人確認が容易に出来ることから、非常取扱いは殆どなかった。

C 全島避難前後の取扱い状況

a 郵便関係

9月2日の三宅村長による避難指示発令前後の伴い、9月1～2日は、1日あたり1,000個にもなる小包を14時の船に間に合わすのがやっとの状態であった。郵便業務は、2日午後、郵政局による、「避難指示の出ている本日から4日までの3日間は郵便物の非常取扱いを行う。」との発表を受け、翌3日からは局の内外がゆうパックと人で溢れた。

b 郵便貯金関係

7月8日の噴火時に、阿古、坪田地区の一部が避難したことを受け非常取扱としたが、実際の非常取扱いはなかった。

また9月2日から3日間の島外避難の間に、郵便局への貯金が多く発生し局の現金が増えた。

D 郵便局業務の確保

a 連絡体制の状況

6月26日時点では連絡系統が一本化されていなかったため、島内各局、担当係ごとに対応してしまい、情報に混乱を招く形になっていた。そこで、7月に入り、連絡網を整理し、郵便局及び郵政局の窓口を一本化した。

b 非常持ち出しに対するの対応

6月27日(1回目)の避難時は取りあえず重要な物を全て持ち出した。

しかし、その後三宅島局や三宅島伊豆局は避難勧告地域外であったため、2局に分散して非常持ち出し物を保管した。その一部を段ボールの中に入れておき、その日必要な物だけ出して営業した。

c 日常業務

郵政局に依頼し、避難所の救援物品として「ティッシュペーパー、タオル、うちわ、ウェットティッシュ」を受領、三宅村と相談し郵便局で配布した。

d 島外避難準備

各局の非常持ち出し物品を「郵政局総務部企画課宛に書留で送る」こととし、現金は坪田局が営業を続ける事になっていたため、各局が過超金として坪田局に送付した。

業務は主に郵便窓口を中心に、各局対応ではなく三宅島全職員で協力し、営業した。

また、島民には転居先届けハガキ提出のお願いをし、「東京で郵便局に行く時には、身分証明書を忘れずに持っていく」よう呼びかけた。

E 島外避難後の概要

a 三宅島・坪田郵便局臨時出張所の開設

9月6日から三宅島避難者あて郵便物の転送処理等の業務を行うため、東京中央郵便局内に「三宅・坪田郵便局臨時出張所」を開設した。

b 転居届の提出勧奨

今回の全島避難にあたり、避難先が広域となったため、郵便物を転送する転居届の提出勧奨に強力的に取り組んだ。その結果、10月31日現在、転居届の提出率は96%となった。

G 坪田郵便局かとれあ丸内臨時出張所の開設

9月2日「三宅島災害東京都現地災害対策本部会議」において、全島避難後の残留機関に対する郵便局機能の継続という強い要望を受け、坪田郵便局を残した。しかし、集中豪雨による泥流のため、各所で道路が寸断し、坪田郵便局



かとれあ丸内の臨時出張所

へ行く事が出来なくなり、ホテルシップ「かとれあ丸」に臨時出張所を開設し、郵便物の引受・交付を行った(9月10日～10月3日)。

臨時出張所は、ホテルシップの運用終了に伴い閉鎖した。

H 避難島民へのサービス

a スペースポスト号(※)の設置

全島避難後、都営住宅等へ入居するまでの間、オリンピック記念青少年センターに一時滞在している島民に対し、スペースポスト号を臨時に派遣し、三宅島島内勤務の職員が出向いて通常貯金の受払事務の取扱サービスを実施した。また、同時に、郵便局特設コーナーを設置、転居届等の手続きの周知を行い、約180件(全世帯の10%弱)の転居届をその場で受理し、郵便物の早期転送処理に役立てた。

※ スペースポスト号は、衛星通信回線を利用して郵便局のオンライン業務をバックアップする、車載型の衛星通信地球局のことで、非常災害発生時に通信回線等が寸断された被災地に出動し、被災者のライフラインを確保することを目的としている。

b 避難者住宅の激励訪問

9月26日～9月29日の4日間、避難者が多く居住している都営住宅を中心に、三宅島島内勤務の職員が各戸を訪問、郵便局業務に関する相談及び避難後の近況を訊ねて回った。

なお、不在者宅には歯ブラシセット、石鹸等の生活用品及び三宅島・坪田郵便局臨時出張所へ何でも気軽に相談してほしい旨の通知文を配布した。

F 郵便サービスのその後の変遷

a 業務再開に向けた現地調査

平成16年8月18日から21日まで、11月の業務再開に向けた現地調査を実施した。現地調査参加メンバーは主に同年8月2日に結成した、プロジェクトチームから中心に人選した。

b 三宅島郵便局

郵便物の引受けを平成14年3月11日から開始、当初はゆうパックのみの引受けだけであった。

平成15年5月1日からは、伊豆避難施設において、三宅島一時帰宅事業に伴いゆうパック、書留、手紙、ハガキの配達を開始した。また、平成15年9月21日からは、現地に臨時郵便局を開設し、郵便物の引受け(ゆうパック、普通通常、速達通常)のほかに、ゆうパック包装用品(箱)・切手・ハガキの販売を開始した。

その後、平成16年8月4日、三宅村役場職員が東京支社を来訪し、一時帰宅する住民の自宅へのゆうパックの配達希望の要望があり、同月28日から、三宅島伊豆避難施設において各人に交付していた郵便物を、一時帰宅をする島民の自宅へ配達す

ることを開始した。

さらに、平成16年11月15日には、平成17年2月までの帰島準備期間中における一時帰宅者及び復興準備関係者への郵便サービスを提供するため、三宅島郵便局の一部業務を再開した。なお、臨時出張所は、三宅島郵便局の平成16年11月15日の業務再開に伴い、同日閉鎖した。

d 三宅島・坪田郵便局臨時出張所

平成12年9月6日から東京中央郵便局内に開設していた、「三宅島・坪田郵便局臨時出張所」は、平成17年1月24日をもって閉鎖した。臨時出張所では、フリーダイヤルによる転送先等の情報収集や郵便物の問い合わせに応じるなど、避難島民あて郵便物の転送処理等を主に実施した。

e 郵便貯金及び簡易保険サービスのその後の変遷

三宅村からの要望により、平成14年5月17日から三宅村役場内にATMを設置した。その後、島民のニーズが高い郵便貯金窓口については、三宅島郵便局(平成16年11月15日に一部業務再開)において、12月6日から再開した。

さらに、平成17年2月2日には三宅島郵便局、三宅島阿古郵便局、坪田郵便局の業務再開を行った。これに伴い村役場内のATMを撤去した。

なお、三宅島伊ヶ谷郵便局は、平成18年4月24日に業務再開を行っている。